

# 医療施設近代化施設整備事業（結核）の概要

## I 目的

医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とします。

## II 事業の種類

医療施設近代化施設整備事業（結核）	結核病床の整備
-------------------	---------

## III 補助条件等

### 1 補助条件

次の(1)から(5)までをすべて満たすこと。ただし、加算条件に規定する整備のみを行う場合においても補助対象事業とする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条の規定に基づく、感染症指定医療機関（結核病棟を有するものに限る）であること。
  - (2) 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後おおむね30年以上経過していること。
  - (3) 整備後の整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を6.4平方メートル以上（改修の場合は5.8平方メートル以上）、かつ、1床当たりの病棟面積を18平方メートル以上（改修の場合は16平方メートル以上）確保すること。
  - (4) 直近の医療監視時における医師及び看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80パーセント以上であること。
  - (5) 整備区域の病棟の病床数を10パーセント以上削減し、そのまま病院全体の医療法上の許可病床数を削減すること。ただし、結核病棟においては、東京都保健医療計画上病床非過剰地域に所在する病院又は都内の他の病院で同規模の削減が可能な場合については、整備を行う病院における病床削減は必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。
- なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。

（加算条件）

- (6) 陰圧化等空調整備を併せて行う場合は、補助対象基準面積の加算をする。

### 2 補助対象経費

医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び療養病床の整備にする工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用については除く。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

### 3 補助金の交付

この補助金の交付額は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に補助率を乗じて得た額と、(2)により選定された額に3分の1を乗じて得た額に5億円を加えた額とを施設ごとに比較して、少ない方の額の合計額を交付額とする。

$$\text{補助金額} = \text{①面積 (ア 病棟整備 + イ 陰圧化等空調整備)} \times \text{②単価} \times \text{③補助率 (0.5)}$$

#### ① 面積

<b>基準面積</b>	
<b>ア 病棟整備</b>	
整備条件	計算式
1床ごとの病室面積を6.4㎡以上、かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合	25㎡×整備後の整備区域の病床数
1床ごとの病室面積を5.8㎡以上、かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合	22㎡×整備後の整備区域の病床数
<b>イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合</b>	
整備条件	計算式
陰圧化等空調整備を併せて行う場合	15㎡×整備後の整備区域の病床数

#### ② 単価 (令和8年度 (予定) ※参考単価)

区 分	鉄筋コンクリート	ブロック
病 院	558,000円	444,000円

※上記基準単価は、新築、増改築及び改修における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

#### ③ 補助率 0.5

### 4 その他

#### (1) 財産処分の制限

補助を受けて整備した施設には、財産処分の制限がかかります。当該事業の目的から外れた変更を行うことは原則できません。やむを得ず変更する場合には、所定の手続き（場合によっては補助金の返還も含む）を行っていただく必要がありますので、事業計画の検討は慎重にお願いします。

なお、制限期間は鉄筋コンクリート造の病院の場合で39年間とされています。

また、補助金返還の必要性は、変更後の施設形態などで変わってきます。

#### (2) 重複補助の禁止

当該事業での補助金と、対象経費を同じくして他の事業での補助金等を受けることはできません。

(3) 契約締結方法

補助事業に係る工事契約については、当方で定めた契約手続基準の遵守（原則として入札）が必要です。

(4) 契約手続時期

補助事業に係る工事契約については、内示後に入札による業者選定を行った上で、締結する必要があります。

(5) 補助額

補助金は、あくまでも都の予算の範囲内で支出することになります。算出された補助額を保障するものではありませんのでご注意ください。正式な補助金額は事業完了後に交付される、額の確定通知をもって決定します。

(6) 補助事業者の承認

本補助事業については、今回の事業計画の提出を持って実施が決定するものではありません。「補助事業者審査会」にて、事業計画の審査を行い、その結果をもって補助事業者として承認され、補助事業を実施することができます。

この事業概要は、現時点における令和8年度事業に関するものです。都財政の状況から、事業を実施しない可能性や、補助条件、単価、補助率等を変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。また、詳細な補助条件は下記担当にご確認ください。

**医療施設近代化施設整備事業(結核)**

東京都保健医療局感染症対策部防疫課結核担当

電話 (03)5320-4483